三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	嶋田　博美
変更後	星　伸之、吉田　幹雄

(2)　変更年月日　平成二十二年六月一日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	滝田　吉男
変更後	―

(2)　変更年月日　平成二十二年六月一日

五(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	郷右近光剛
変更後	星　伸之

(2)　変更年月日　平成二十二年六月一日

○関東地方整備局告示第三百十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月三十日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
八王子市大和田町三丁目一〇八三番五から同市南浅川町二七九六番一まで	前	B	八・二〇〜五三・二〇	一〇・三九〇メートル
		A	〇・〇〇〜二二・三〇	九・六一〇キロメートル
	後	B	八・二〇〜五三・二〇	一〇・三九〇
		A	〇・〇〇〜二二・三〇	九・六一〇

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第三百十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月三十日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	八王子市館町一〇九七番一四から同市南浅川町二七九六番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年七月三十一日

○近畿地方整備局告示第百七十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月三十日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
神戸市長田区腕塚町九丁目七番三から同市西区平野町中津字小束山一二八九番一〇七まで	前	A	一〇・一八〜一九・四〇	六〇・〇〇メートル
		B	二三・〇〇〜二五・〇〇	三一〇・一〇
		C	二一・四〇〜二一・四〇	三六〇・〇〇
		D	〇・〇〇〜九五・四〇	一四八・〇〇
		E	〇・〇〇〜〇・〇〇	一四二四・六三三キロメートル
	後	A	一〇・一八〜一九・四〇	六〇・〇〇メートル
		B	二三・〇〇〜二五・〇〇	三一〇・一〇
		C	二一・四〇〜二一・四〇	三六〇・〇〇
		D	〇・〇〇〜九五・四〇	一四八・〇〇
		E	〇・〇〇〜〇・〇〇	一四二四・六三三キロメートル

上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
明石市大久保町松陰字石ヶ谷一三三四番から同市大久保町松陰字石ヶ谷一三三九番まで	前	A	一四一・三七〜二二五・二六	九・六〇メートル
		B	一五一・九六〜二四六・二〇	一四・〇八キロメートル
	後	A	一四一・三七〜二二五・二六	九・六〇メートル
		B	一五一・九六〜二四六・二〇	一四・〇八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百八十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年七月三十日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　25

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	横町　泰
変更後	―

(2)　変更年月日　平成二十二年三月三十一日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	上野　陽一
変更後	―

(2)　変更年月日　平成二十二年五月十二日

五(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	佐藤　義信、武部　寛行、鬼塚　勝美、松本　均

(2)　変更年月日　平成二十二年七月二十日